

廃棄物に係る判定基準を定める省令等の一部改正に 対する意見募集について



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(以下、海防法)では、海域における船舶からの廃棄物の海洋投入処分は原則として禁止され、環境大臣の許可を受けたもののみが例外として認められています。1,4-ジオキサンを含む水底土砂については、平成 25 年 12 月に海防法施行令が改正され、一定濃度以上の1,4-ジオキサンを含む水底土砂の海洋投入処分は規制されていましたが、このたび、「埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令」の改正により、水底土砂の1,4-ジオキサンの判定基準が0.5mg/Lと定められ、「埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法」の改正により、1,4-ジオキサンを含む水底土砂の検定方法が定められるとともに、その他の物質についても2008年に改正された日本工業規格 K0102(工場排水試験方法)が反映されます。

また、国際バルクケミカルコード(危険化学品のばら積運送のための船舶の構造および設備に関する国際規則)の改正が採択されたことを受けて海防法施行令が改正され、船舶により液体貨物として輸出等が認められる有害液体物質等の追加、変更等が検討されています。

環境省では、上記について平成 26 年 3 月 17 日~4 月 15 日までの期間で意見の募集(パブリックコメント)を実施し、施行期日は平成 26 年 6 月 1 日を予定しています。

尚、意見募集の内容については、環境省ホームページにおいて公表されています。
(<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=17897>)

当社では、産業廃棄物の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2014 年 3 月 17 日付 環境省ホームページ

土壤環境箇所 明石康伸